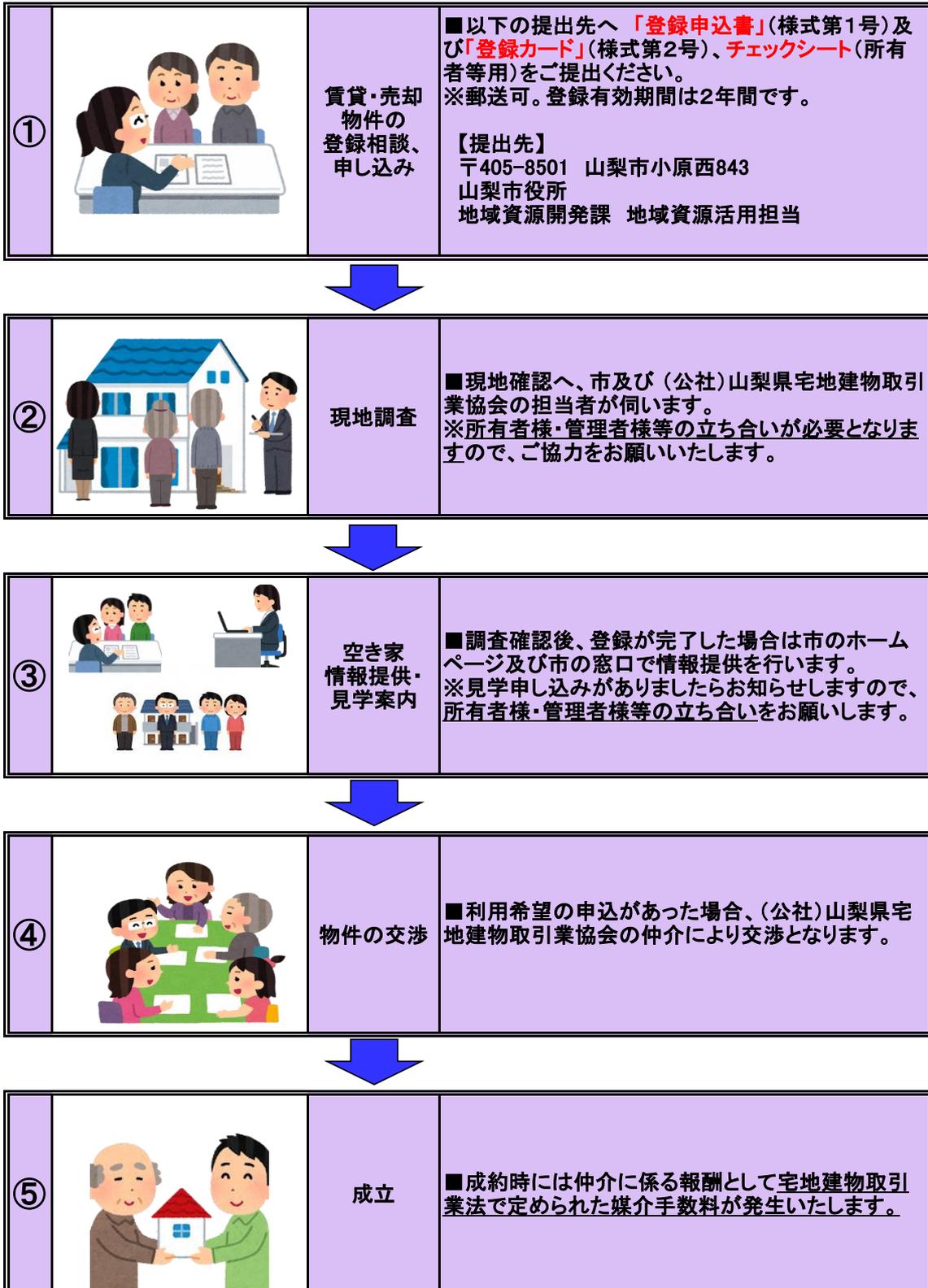


～空き家売りたい・貸したい方へ～

所有者等用

## 山梨市「空き家バンク」の流れ



注1 山梨市では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、「所有者等」と「利用希望者」間で行なう物件の賃借・売買に関する交渉、契約等に関する仲介業務は、市と業務協定を締結している(公社)山梨県宅地建物取引業協会が行います。なお、仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第46条第1項の規定に基づく額の範囲となります。

注2 山梨市個人情報保護条例(平成17年山梨市条例第247号)の規定の趣旨に基づき申込みされた個人情報は、本事業の目的以外に利用いたしません。

注3 市は、交渉・契約等で発生するトラブル等には一切関与いたしません。

### ■問い合わせ先■

山梨市役所 地域資源開発課 地域資源活用担当

TEL0553-22-1111(代) FAX:0553-23-2800 e-mail:chiikishigen@city.yamanashi.lg.jp